

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

いよいよ 判決

10月11日(水)

午前10時30分判決言い渡し

東京地裁立川支部101号大法廷

いよいよ判決日が決まり四年間の運動の成果を確認する日がやってきました。

10月11日の判決で、裁判所が国側の基地騒音対策をどのように裁くのか、被害救済をどのように果たそうとするのか、多くの原告と支援の方々の傍聴・参加で確認しようではありませんか。

◆集合：午前9時30分

◆集合場所：裁判所前

◆入廷前に事前集会があります

原告、支援者、支援団体の皆さんは9時30分にお集まり下さい。

当日は裁判所から傍聴整理券が配布される予定です。大型裁判の判決期日となりますので、マスコミの取材も多数あると予想されます。混乱の無いように原告団、弁護団の指示に従って下さるようお願いいたします。

公正な判決を求めます 署名6241筆 立川地裁へ提出

7月19日、私たち原告団は、東京地方裁判所立川支部に公正判決を求める署名を提出しました。同日は2,500名分の署名を獲得でき、これは既にご報告しました原告団の署名獲得に向けた努力のたまものです。同日は署名の提出とともに、口頭弁論終了後も続く騒音被害に関する資料が原告団長によって提出されました。さらに、9月5日にも3,741名分の署名を提出することができました。これで合計6,241名分の署名を提出することができ、

いよいよ判決は、1か月後(10月11日)に迫りました。私たちの念願である航空機騒音の差止めや、差止めが認められるまでの将来の損害賠償請求、70Wの原告の被害救済など、こ

れまで原告団が主張立証してきた争点についての判断が、どのように下されるのか、裁判における活動だけでなく、地域社会に向けて取り組んだ我々の署名活動も裁判官にきちんと届け、公正な判断が出るよう期待するばかりです。



裁判所内は撮影は一切禁止となっているため、提出後、外で撮影しました。提出に参加したみなさんです。

連載 18回の弁論で私たちは国側の反論にどのように再反論したか

70W地域の被害の主張

【弁護士 富田 隼】



1. 本訴訟には、平成17年のコンター見直しで、コンター外となった地域に住む方も原告（以下コンター外の地域に居住する原告の方を「70W原告」といいます。）に加わっております。

被告は、平成17年のコンター見直しは、平成15年の騒音調査で、騒音状況が改善しているとの結果が得られたことに基づいて行われたものであり、コンター外となった地域には違法な騒音被害が生じていない旨の主張をしています。

2. しかしながら、平成15年の調査では、捕捉しきれていない飛行騒音が膨大な数に上ると考えられます。また、地上音、低周波音、夜間騒音も正確に捕捉されておりません。これらのことから、平成17年に告示された現コンターは、最小限度の騒音被害を反映したものに過ぎず、実際には、より広範な地域で騒音被害が生じていると主張しております。

3. また、70W原告のうち、5名の方は、原告本人尋問で、直接裁判所に対し、騒音被害を訴

えました。その結果、コンター内の原告と同様の、多岐にわたる深刻な被害が生じており、かつ、これらの被害は、平成17年のコンター見直しの前後で、全く変化がないことが明らかになったことを詳細に主張しております。

4. そもそも、我が国では、40年以上も前に、航空機の騒音について、人の健康を保護し、生活環境を保全するために、70W以下にすることを求める環境基準が設定されています。

被告は、この70W以下という環境基準値について、努力目標に過ぎず、違法性の判断において影響しない旨の主張をしています。

しかし、環境基準が、当時の科学的知見を踏まえて設定されたこと、また、達成期間や数値が具体的に定められていることから、単なる努力目標でないことは明らかです。また、過去に他の軍用基地周辺で行われた騒音被害の調査においても、70W以上の地域から騒音被害が生じていることが科学的に明らかにされました。さらに、横田基地周辺では、コンター外の地域も含めて、WHOのガイドライン値（Lnight, outside 40デシベル）を超える夜間騒音が発生していることが明らかとなりました。これらのことからしても、70W原告にも、違法な騒音被害が生じていると主張しております。

国の「危険への接近」の主張に対する反論

【弁護士 山本 英司】



1. 国は、昭和41年1月1日以降、あるいは、遅くとも平成6年1月1日以降にコンター内に転入してきた原告に対して、「危険への接近」法理により、損害賠償を行う必要はない、あるいはその

賠償額は減額されるべきだという主張を行っています。

これらの基準日においては、既に基地周辺の

騒音が社会問題となっていたのであり、コンター内に転入する原告は、騒音問題を知っていたか、あるいは当然に知っているべきであったので、損害賠償が認められなかったり、あるいは減額されても当然という考え方に基づくものです。

非難されるべきなのは基地騒音ではなく、騒音を知りながら基地（危険）に接近してきた原告たちだということです。

2. しかし、多くの原告は、基地騒音被害の実態を知らずに、コンター内に転入してきています。また、騒音被害を知っている原告も、子どもの通学や親の介護などやむを得ぬ理由で、コンター内に転入してくるのが実態です。原告住民に対して、騒音被害を容認して基地周辺に移り住んできたなどと非難するのは全くお門違い

です。

3. 非難されるべきはむしろ、国の方です。国は過去、幾多の判決で横田基地周辺の騒音が受忍限度を超えた違法なものであるということ指摘され続けていながら、夜間飛行の差止めなどの抜本的な騒音対策を行っていません。

4. 第1次訴訟高裁判決も危険への接近論を全面的に否定しました。さらに、原告ら住民が繰り返し訴訟を提起せざるを得ない状況について「法治国家のありようから見て、異常の事態」として、抜本的な対策を取ろうとしない国の無責任ぶりを厳しく断罪しています。もちろん、他の基地訴訟の判決でも「危険への接近」の主

張は明確に否定されています。これはもう過去の争点になったと言えるでしょう。

5. ところが国はいまだにこの理論に固執し、一審の最終段階で、仮に、転入時期を基準にした一律の「危険への接近」法理の適用が認められなかったとしても、少なくともコンター内外の転入、転出を繰り返した原告等に対しては、騒音の状況を十分に認識していたのだから、「危険への接近」を適用すべきだという主張を追加して行ってきました。この点は、一審では十分に議論がなされなかったため、高裁での争点になる可能性があります。

高校生が基地見学に訪れました 平和学習「米軍横田基地見学ツアー」

昨夏に続き世田谷区の大東学園高校の生徒さんたちが、平和学習として米軍横田基地見学に訪れ原告団が案内をしました。拝島駅北口から国道16号線を北へ向かい初めにドン・キホーテ3階の大きなガラス窓から基地を眼下に眺望、その後瑞穂町の郷土資料館「けやき館」のロビー床に常設されている横田基地の縮尺地図を見て基地の大きさを体感しました。

けやき館を後にしてゲリラ豪雨の中、車を走らせIH

今日の横田基地の話では、横田基地の広さや、法律のこと、税金のこと、騒音問題のことを学ぶことができました。特に、騒音問題のことが心に残りました。エンジン音が与える影響が基地周辺よりも、ずっと遠くにひろがることや、その問題が、違う場所の基地でもあること。私はこの問題について、いち早く対応すべき対応を政府は何故受け入れないのかということが不思議に思いました。今後は、基地問題のことも普段から考えていこうと思いました。(Nさん)

横田基地を初めて自分の目で見てあまりにも大きいと思った。地図上で見ても家が何千件も建ちそうだった。(Oさん)



けやき館では横田基地の縮尺地図の上に足をのせ、外の小さい民家と基地内の米軍住宅の広大さを実感。

I 瑞穂工場脇を通り、基地南側サウスゲートに到着したときは幸運にも小雨に。車の外に出てゲートから基地を見ることが出来ました。

さて、生徒さんたちはどのような感想を持ってくれたでしょうか。この日の感想をすぐにメールという手段で引率の先生に送信し、原告団事務所におくってくださいました。生徒さんらの感想を紹介します。



サウスゲートから広大な基地を眺望

米軍基地と言われても、あまりパツとしなかったが、今日、横田基地周辺から見学して、大きさや騒音などのことが知れ、考えさせられました。とても日本にとっては理不尽な事が多く、何とかならないものかと思いました。今日のような機会を与えてもらって良かったです。(Sさん)

今日、横田公害訴訟の話をはじめての聞けて良かったです。僕は軍とかにはプラス思考ですがその他の意見もあることを知りました。ありがとうございます。(Yさん)

